

## 4. 手当・年金等について

### 1) 特別児童扶養手当

20歳未満の重度の心身障がいのある児童を扶養している保護者に、手当が支給されます。

※平成25年10月から支給額は下記のとおり変更となります。

手当額 1級 月額50,050円、2級 月額33,330円

《対象》

- ・精神又は身体に別紙「国民年金法障害等級表」に該当する程度の障害があること
- ・施設に入所していないこと(通所可)
- ・受給者(保護者)の所得制限があります。

《手続き》

詳しいことは担当にお問い合わせ下さい。支給月 4月・8月11月

《必要なもの》

世帯全員の住民票、戸籍謄本、身体障害者手帳又は療育手帳(所持者のみ)、印鑑、手当用診断書、保護者名義の預金通帳など

**【担当】洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ 電話 74-3001**